

荒尾市移住体験ツアー業務委託仕様書

1 件名

荒尾市移住体験ツアー業務委託

2 目的

現在本市では、移住促進に当たり、移住相談会への出展や移住コーディネーターによる移住検討者への情報発信を行い、不安・懸念材料である雇用や居住環境などの情報提供に努めている。これらの不安・懸念を更に軽減し、あらお暮らしや移住を身近に感じてもらい、あらおファンになっていただくことを目的として、移住体験ツアーを実施する。

3 業務内容

移住を希望しているが具体的な移住地や移住後の生活のイメージを持っていない20代から40代までを対象に荒尾市発着の市内巡覧ツアーを1回、博多駅発着の日帰りバスツアーを1回の計2回開催する。

開催に当たっては、荒尾市の魅力が最大限いかされ、参加者が本市を移住候補地としてイメージできるような効果的な行程を自由な発想で企画し、実施すること。

ツアー終了後は以後の事業や更なる移住環境の改善につながる検討資料として、アンケートを実施し、収集したアンケートの分析を行う。また、今回のツアー内容についても検証し、今後の事業をより効果的にするための提案を行うこと。

(1) 荒尾市発着市内巡覧ツアー

ア 対象者

荒尾市外に居住する移住検討者10人程度

※参加予定人数に達しなかった場合、中止については市と協議の上、決定すること。

イ 実施時期

令和5年10月から令和6年1月までに1回

ウ 参加費用

自宅と荒尾市との往復の交通費は自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含めるものとする。

参加者から徴収する参加費については受託者にて収受することとし、金額については別途協議の上、決定する。

エ 運営等

ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、訪問場所及び運営スタッフの手配、進行管理、ツアー時の運営、参加者の旅行保険への加入手続等の一切の業務を行うこと。

行程内の協力者との調整は市と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金に関しては、委託料に含む。

オ 広報

ツアー実施について、参加者の募集を始めとして、SNSや雑誌など広く情報発信を行うこと。

カ 交通手段

貸切バス又はジャンボタクシー等による移動とする。

(2) 博多駅発着日帰りバスツアー

ア 対象者

荒尾市外に居住する移住検討者10人程度

※参加予定人数に達しなかった場合、中止については市と協議の上、決定すること。

イ 実施時期

令和5年10月から令和6年1月までに1回

ウ 参加費用

自宅と博多駅との往復の交通費は自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含めるものとする。

参加者から徴収する参加費については受託者にて収受することとし、金額については別途協議の上、決定する。

エ 運営等

ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、訪問場所及び運営スタッフの手配、進行管理、ツアー時の運営、参加者の旅行保険への加入手続等の一切の業務を行うこと。

行程内の協力者との調整は市と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金に関しては、委託料に含む。

オ 広報

ツアー実施について、参加者の募集を始めとして、SNSや雑誌など広く情報発信を行うこと。

4 履行期間

契約締結後から令和6年2月29日（木曜日）

5 契約額の変更

予定していた回数のツアーが実施できない場合は、契約金額のうち、不要となった費用について減額するものとする。

6 成果品

- (1) 事業実績報告書
- (2) 業務完了報告書
- (3) アンケート分析結果

なお、(1)(2)に関しては印刷物1部及び電子データ、(3)に関しては電子データでの納品を行うこと。

納品場所：熊本県荒尾市宮内出目390番地
荒尾市役所 市民環境部 ぐらしいきいき課

7 再委託の禁止

受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはいけない。ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得ている場合はこの限りではない。

8 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、受託者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）及び関係法令を遵守した適切な個人情報保護とセキュリティ体制を担保し、業務を行わなければならない。

9 秘密保持

受託者は本業務において知り得た情報を荒尾市の承諾なく目的外に利用してはならない。これは、本契約終了後も同様である。

10 その他

本仕様書に明記されていない事項又は業務において疑義が発生した場合は、双方の協議により、誠意をもってこれを対応する。